移動タンク貯蔵所の技術上の基準等（ＩＭＤＧコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係）に係る運用について（抜粋）

【平16.3.23 消防危第35号】

１　ＩＭＤＧコード型タンクローリー車の許可

設置許可に当たっては、当該タンクローリー車にＩＭＯ表示板が貼付されている場合には、ＩＭＯ表示板の交付に係る各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等をもって、設置許可申請において必要とされる添付書類とすることができる。

２　ＩＭＤＧコード型タンクローリー車の完成検査前検査

完成検査前検査については、危政令第８条の２第４項第３号の規定を適用し、簡素化を図ることができる。

３　ＩＭＤＧコード型タンクローリー車の完成検査

完成検査に当たっては、移動貯蔵タンクに漏れや変形がなく健全な状態であることの確認、ＩＭＯ表示板の確認並びに標識及び掲示板の確認により行うことができる。

また、当該タンクローリー車の輸入時に行う完成検査については、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものである。